

## 着付け職種技能検定の学科試験免除のための特例講習受講資格認定について

団体が独自に実施している検定試験・教育講座・職業訓練のうち、所用の要件を満たすものとして一般社団法人全日本着付け技能センターが認定したものの合格者又は修了者には、一般社団法人全日本着付け技能センターが行う特例講習を受講し修了試験に合格すると、着付け職種技能検定の学科試験について免除されます。

### < 注意事項 >

- ・ 特例講習については、平成 27 年度まで実施することとなっております。
- ・ 特例講習の対象者は、平成 22 年 3 月 31 日までに、団体が独自に実施した検定試験・教育講座・職業訓練の合格者又は修了者です。

特例講習受講資格の認定については、検定試験・教育講座・職業訓練を実施する団体自らが、一般社団法人全日本着付け技能センターに申請し、認定を受ける必要があります。

特例講習受講資格の認定要件は以下のとおりです。

### < 2 級の学科試験免除のための特例講習受講資格認定要件 >

( 1 ) 検定試験の場合は、下記の全ての要件を満たすこと。

学科試験科目又は範囲が、着付け職種技能検定の 2 級学科試験として定められた試験科目及びその範囲の内容を概ね含んでいること  
受検資格が実務経験 2 年以上程度であること

( 2 ) 教育講座・職業訓練の場合は、下記の全ての要件を満たすこと。

教育講座・職業訓練時間の計が 1 6 8 時間以上であること  
学科に係る教科の科目又は範囲と、修了試験の学科試験の水準が、着付け職種検定試験の 2 級学科試験として定められた試験科目及びその範囲の内容を概ね含むこと  
受講資格が実務経験 2 年以上程度であること

### < 1 級及び 2 級の学科試験免除のための特例講習受講資格認定要件 >

( 1 ) 検定試験の場合は、下記の全ての要件を満たすこと。

学科試験科目又は範囲が、着付け職種技能検定の 1 級学科試験として定められた試験科目及びその範囲の内容を概ね含んでいること  
受検資格が実務経験 5 年以上程度であること

( 2 ) 教育講座・職業訓練の場合は、下記の全ての要件を満たすこと。

教育講座・職業訓練時間の計が 3 9 9 時間以上であること  
学科に係る教科の科目又は範囲と、修了試験の学科試験の水準が、着付け職種検定試験の 1 級学科試験として定められた試験科目及びその範囲の内容を概ね含むこと  
受講資格が実務経験 5 年以上程度であること

## 特例講習受講資格認定までの手続きの流れ

検定試験・教育講座・職業訓練を実施している団体が  
一般社団法人全日本着付け技能センターに特例講習受講資格認定申請書を提出

< 提出書類 >

- ・ 申請書（原本）
- ・ 認定を受けようとする検定試験・教育訓練講座・職業訓練の範囲に関する資料

< 提出先 >

〒151 - 0053

東京都渋谷区代々木 1 丁目 56 番 4 号 美容会館 1 階

一般社団法人 全日本着付け技能センター 宛



一般社団法人全日本着付け技能センターが認定基準に基づき審査



認定基準を満たした検定試験・教育講座・職業訓練を特例講習受講資格として認定  
審査結果は書面にて通知します。



認定された検定試験・教育講座・職業訓練を技能センターの HP 等で公表



認定された検定試験・教育講座・職業訓練の合格者又は修了者が特例講習を受講